

特別養子制度の見直しに関する中間試案（概要）

法務省民事局 平成30年10月

諮問の内容

実方の父母による監護を受けることが困難な事情がある子の実情等に鑑み、特別養子制度の利用を促進する観点から、民法の特別養子に関する規定等について見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい(諮問第106号)。

審議の経過

平成30年6月 法務大臣による諮問
平成30年6月～ 特別養子制度部会における調査審議開始
平成30年10月 中間試案取りまとめ
平成30年10月～11月 パブリックコメント

議論の内容

第1 養子となる者の年齢要件の見直し

【現状】

原則6歳未満、例外8歳未満（特別養子縁組成立の審判申立時）
→施設入所中の小学生等について利用することができない。

【中間試案】

養子となる者の上限年齢の引上げ

- 甲案：審判申立時に原則8歳未満、例外13歳未満（いずれの場合も、縁組成立時に15歳未満であることが必要※）
乙案：審判申立時に13歳未満（縁組成立時に15歳未満であることが必要※）
丙案：審判申立時に原則15歳未満、例外18歳未満（縁組成立時に15歳以上である場合は、養子となる者の同意が必要）

※特別養子縁組成立の審判をするには、子を6か月以上試験養育することが必要であり、審判申立時と縁組成立時で子の年齢が異なることがある。

第2 特別養子縁組成立の手続の見直し

【現状】

- ①特別養子縁組成立の手続は養親となる者しか申し立てることができず、手続の遂行や、実親と対立することが、養親となる者にとって負担。
 - ②特別養子縁組の成立には、原則として養子となる者の実親の同意が必要だが、その同意は縁組成立の審判が確定するまでいつでも撤回可能。
 - ③実親が虐待をしている場合等には実親の同意は不要となるが、申立人は、裁判所が審判において判断をする時まで、その要件に該当するかが分からない。
- ②③→養親となる者は安心して申立てや試験養育をすることができない。

【中間試案】

1 児童相談所長の参加(上記①に対応)

児童相談所長は、特別養子縁組成立の手続に参加することができるものとする。

2 実親の同意の撤回を制限する方策(上記②に対応)

実親による同意の方式を定め、一定期間経過後は同意を撤回することができないこととする。

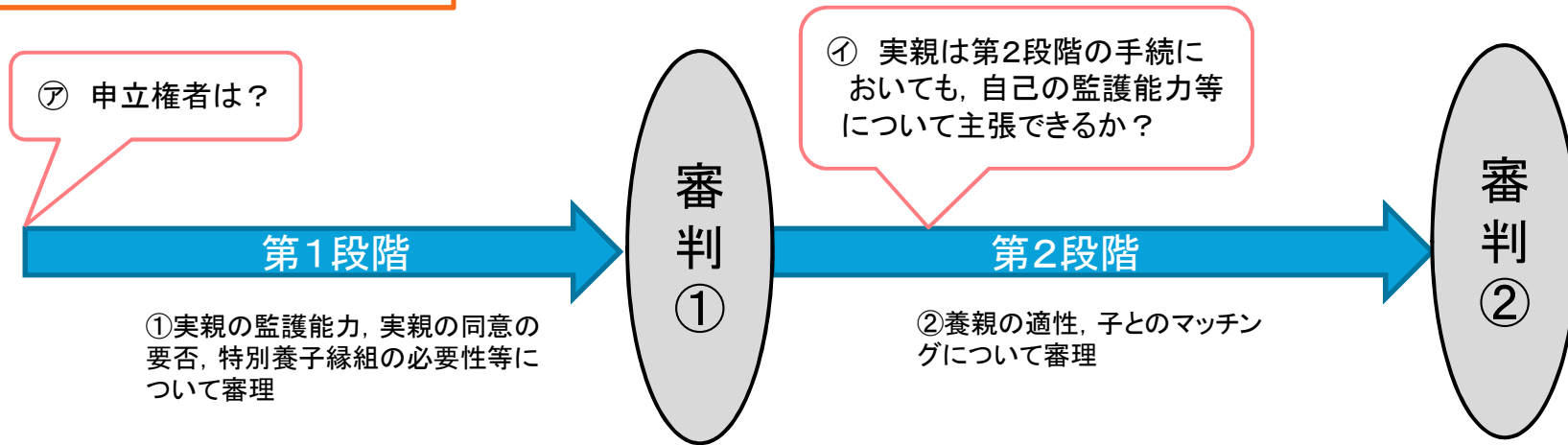
3 審理の方式等の見直し(上記①～③に対応)

特別養子縁組成立の手続に、中間的な審判を導入し、この審判において、実親の監護状況、実親の同意の要否等について判断し、2段階目の審判において、養親の適性や子とのマッチングについて判断するものとする。

見直し案として、甲案、乙案及び丙案の3案を併記している。

※各案の異同は次頁参照

3 審理方式の見直しのイメージ図



	⑦ 申立権者	① 実親が第2段階の手續において監護能力等について主張することの可否
甲案	<p>第1段階については養親となる者・児童相談所長, 第2段階については養親となる者のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養親となる者は, 第1段階の手續から実親との対立回避が可能。 ○ 養親候補者が見付かなくても児相長による申立てが可能。 →審判①の後であれば養親候補者が見付きやすい。 △ 審判①の後も養親候補者が見付からないと, 第2段階の手續が始まらず, 子が不安定な状態に置かれる。 	<p>第2段階の手續においては, 実親の監護能力等の主張不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養親となる者は安心して試験養育をすることが可能。 ○ 第2段階の手續では, 実親が参加することができないため養親となる者との対立回避が可能。 ・ 審判①の後に実親の監護能力が回復するなどしても, 実親は縁組の成立を阻止することができない。
乙案	<p>養親となる者のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> △ 養親となる者は, 第1段階の手續で実親との対立を回避することができない。 △ 審判①の前には養親候補者が見付きにくい。 ○ 審判①の後に直ちに第2段階の手續が始まる。 	<p>甲案と同じ</p>
丙案	<p>乙案と同じ</p>	<p>第2段階の手續においても, 審判①後の事情変更があれば, 実親の監護能力等の主張可</p> <ul style="list-style-type: none"> △ 養親となる者は安心して試験養育をすることが困難な場合あり。 △ 第2段階の手續でも, 実親は参加することができるため養親となる者との対立を回避することができない。 ・ 審判①の後に実親の監護能力が回復するなどすれば, 実親は縁組の成立を阻止することが可能。